

議案第55号関係資料

都市整備、交通関係事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月
秋田市・河辺町・雄和町
合併協議会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(46) 都市整備、交通関係事業

都市整備専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	都市景観形成事業		×	×	B	
2	屋外広告物関連事業		×	×	B	
3	鉄道の建設促進に関する事務		×	×	B	
4	JR和田駅乗車券発売等受託業務	×		×	A	
5	地方バス路線の維持対策				A	
6	バス交通改善事業		×		B	
7	新交通システム事業	×	×		A	
8	空港の利用促進事業		×		B	
9	駐車場案内システム事業		×	×	B	
10	区画整理等の指導・許可関係		×	×	B	
11	開発行為の指導・許可関係				B	
12	優良宅地認定事務		×		B	
13	道路位置指定関係				B	
14	都市計画等に関する建築物等許可関係事務				B	
15	開発審査会		×	×	B	
16	公拡法に基づく土地取引の届出の受付				B	
17	国土利用計画法に基づく届出等の受付				B	
18	地価公示、地価調査事務				B	
19	国土利用計画		×		B	
20	交通バリアフリー関連事務		×	×	B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	県バリアフリー条例関連事務		×	×	B	
22	建築基準法に基づく確認・許可・検査業務				B	
23	建築審査会		×	×	B	
24	住宅金融公庫融資住宅審査・検査業務		×	×	B	
25	建築物の環境保全業務				B	
26	建築協定の認可業務		×	×	B	
27	駐車場法に基づく届出等の受付・指導等		×	×	B	
28	「秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例」に基づく届出の受付・指導		×	×	B	
29	「秋田市集合住宅の建築に関する指導要綱」に基づく届出の受付		×	×	B	
30	「秋田市旅館建築に関する指導要綱」に基づく届出の受付・指導		×	×	B	
31	住宅対策事業		×		B	
32	がけ地近接等災害危険住宅移転事業		×	×	B	
33	特定優良賃貸住宅事業		×	×	B	
34	優良住宅認定事務		×		B	
35	公営住宅使用料決定業務				B	
36	公営住宅使用料減免業務				B	
37	公営住宅維持管理業務				B	
38	公営住宅駐車場管理業務				B	
39	公営住宅建設事業		×	×	B	
40	公営住宅駐車場整備事業		×	×	B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
41	既存公営住宅改修事業		×	×	B	
42	既存公営住宅改善事業		×	×	B	
43	公営住宅用地取得事業		×	×	B	
44	公営住宅受付入退去業務				B	
45	公営住宅入居者保管業務				B	
46	公営住宅家賃等諸証明発行業務				B	
47	公営住宅使用料・駐車場使用料の収納業務				B	
48	公営住宅使用料・駐車場使用料の滞納整理				B	
49	特定公共賃貸住宅管理事業	×			B	
50	一般町営住宅管理事業	×	×		B	
51	公営住宅敷金等管理業務	×			C	
52	糠塚団地排水処理施設管理事業	×	×		B	
53	町営単身者住宅	×		×	B	
54	緑の基本計画策定事務			×	B	
55	都市緑化推進計画策定事務		×	×	B	
56	都市公園等の整備			×	B	
57	都市公園等の維持管理				B	
58	親水公園管理事業				B	
59	公園愛護協力会業務		×	×	B	
60	花のあるまちづくり事業		×		B	

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
61	緑化普及事業		×	×	B	
62	空閑地美化事業		×	×	B	
63	保存樹管理事業		×	×	B	
64	樹木病害虫対策事業			×	B	
65	東北自然歩道整備事業に関する事		×		B	
66	一つ森公園コミュニティ体育館・テニスコートの運営・維持管理業務		×	×	B	
67	光沼近隣公園テニスコートの運営・維持管理業務		×	×	B	
68	開発行為に伴う公園地の帰属引継業務				B	
69	都市公園等の占用許可関係		×	×	B	
70	公園管理システム管理業務		×	×	B	
71	自然観察指導員業務		×	×	B	
72	太平山県立自然公園整備促進地域協議会に関する事			×	B	
73	太平山リゾート公園に関する事		×	×	B	
74	太平山スキー場に関する事		×	×	B	
75	第三セクター太平山観光開発(株)に関する事		×	×	B	
76	住民広場整備支援事業	×	×		C	
77	その他公園の維持管理	×		×	B	
78	緑の募金事業				B	
79	秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業		×	×	B	
80	土地区画整理事業		×	×	B	

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講ずることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(46) 都市整備、交通関係事業

都市整備専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 都市景観形成事業	秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例および秋田市都市景観条例に基づき、都市景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
2 屋外広告物関連事業	屋外広告物法、秋田市屋外広告物条例に基づき、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を図っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
3 鉄道の建設促進に関する事務	鉄道の建設に関する協議会・同盟会に加盟し、鉄道の建設促進を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 J R 和田駅乗車券発売等受託業務	未実施	J R 和田駅の無人駅化を避けるため、J R 秋田支社から、乗車券類簡易委託販売業務、和田駅構内清掃業務を受託している。	未実施	J R からの受託業務を再委託するにあたり、乗車券販売業務について一部財政負担している。	合併後も現行どおりとする。 ただし、合併時までに委託形態について、見直しする。
5 地方バス路線の維持対策 (再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	生活バス路線の赤字系統について、国や県とともにバス事業者に対して適切な補助を行い、生活路線の維持を図っている。	秋田市と同様に補助を行うほか、乗車密度カット分の補助および河辺町生活バス路線維持費補助として、ユフォーレ線および小平岱線の赤字全額補助を行っている。	秋田市と同様に補助を行うほか、循環バス「ユーグル」の赤字全額補助を行っている。	雄和町は循環バス「ユーグル」の生活バス路線維持費補助金について、全額補助している。 河辺町は、生活交通路線維持費補助金(乗車密度カット分)を交付している(秋田市は平成14年度で廃止) 河辺町は、独自制度を設け、バス事業者に対して、一部不採算路線の赤字全額補てんを行っている。	合併時は、現行どおりとし、合併後の新市において検討する。 平成17年度分(平成16年10月以降の運行分)から廃止する。 合併時は、現行どおりとし、合併後の新市において検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 バス交通改善事業 (再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	市民生活の移動手段として重要なバスを中心に、本市に適した公共交通体系の具体化について検討・改善し、市民・事業者等との連携・役割分担のもと、市民の移動手段の確保と充実を図る。	未実施	生活バス路線停留所待合所の整備に対して補助を行い、バス利用の向上を図っている。	バス交通総合改善事業は、現秋田市を対象とした事業である。 雄和町の事業は、雄和町独自の制度である。	合併時に秋田市の制度に統一する。 合併時に制度を廃止し、合併後の新市において検討する。
7 新交通システム事業	未実施	未実施	町民の交通手段を確保し、生活の利便性を高めるため、新しいバス運行システムである循環バス「ユーグル」およびその特発バスにより、バス利用を促進している。また、ユーグルの利便性向上と運行管理等について協議するため、雄和町循環バス運行協議会を設置している。	循環バス「ユーグル」は、国庫補助要件により、平成17年度まで継続する必要がある。 循環バスを継続する間は、運行協議会を存続する必要がある。	合併時は、現行どおりとし、合併後の新市において検討する。
8 空港の利用促進事業 (再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	「秋田空港の国際化と利便性を高める会」へ参画し、国際化と利便性の向上に努めている。	未実施	「秋田空港の国際化と利便性を高める会」へ秋田県町村会の一員として参画し、国際化と利便性の向上に努めているほか、「全国民間空港関係市町村協議会」へ加入している。また、国際定期便利用交流事業として、国際定期便の利用促進および交流を推進するため、助成事業を行っている。	「秋田空港の国際化と利便性を高める会」に、両町は直接加入していない。 「全国民間空港関係市町村協議会」は雄和町だけが会員となっている。 国際定期便利用交流事業は雄和町だけが実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。 現行どおりとする。 合併時に廃止する。
9 駐車場案内システム事業	都心部の交通環境の改善、既存駐車場の効率的運用、中心市街地の活性化等を目的に、平成6年2月から運転者に対する的確な駐車場情報を提供するシステムを運営している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 区画整理等の指導・許可関係	土地区画整理事業の実施に関する指導等を実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 開発行為の指導・許可関係	秋田市宅地開発に関する条例等に基づき開発行為の指導・許可を行っている 許可権者 秋田市長 ・許可の必要な規模(規制規模) 市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 規模要件なし 都市計画区域外 10,000㎡以上 ・届出制度あり	県への経由事務を行っている。 許可権者 秋田県知事 ・許可の必要な規模(規制規模) 河辺都市計画区域 3,000㎡以上 (非線引都市計画区域) 都市計画区域外 10,000㎡以上	県への経由事務を行っている。 許可権者 秋田県知事 ・許可の必要な規模(規制規模) 河辺都市計画区域 3,000㎡以上 (非線引都市計画区域) 都市計画区域外 10,000㎡以上	両町においては都市計画区域区分を定めていないことから、秋田市と開発許可の適用範囲が異なり、統一的な公共施設整備を図ることができない。	合併時に、開発許可等に関する手続きを、秋田市の制度に統一する。 合併時に、両町の都市計画区域内での開発許可の必要な規模を1,000㎡とする。
12 優良宅地認定事務	租税特別措置法に基づく税制上の優遇措置のため、優良な宅地の供給に資する土地の譲渡について認定を行っている。	未実施	租税特別措置法に基づく税制上の優遇措置のため、優良な宅地の供給に資する土地の譲渡について認定を行っている。	2町において、1,000㎡未満については町、1,000㎡以上については県の事務となっている。	合併時に秋田市の制度に統一する。
13 道路位置指定関係	建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置の指定を行っている。	県への経由事務を行っている。	県への経由事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
14 都市計画等に関する建築等許可関係事務	都市計画法第53条、第65条、土地区画整理法第76条等で規制する建築物の建築等の行為にあたり審査等を行っている。	県への経由事務を行っている。	県への経由事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
15 開発審査会	開発許可等々の審査等を行うため、7名からなる開発審査会を設置している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
16 公拡法に基づく土地取引の届出の受付	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、一定面積以上の土地売買等の届出等を受け付けている。	県への経由事務を行っている。	県への経由事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
17 国土利用計画法に基づく届出等の受付	国土利用計画法に基づき、一定面積以上の土地売買等の届出等を受け付けている。	県への経由事務を行っている。	県への経由事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
18 地価公示、地価調査事務	地価公示に係る閲覧用図書一般への閲覧、県の地価調査への協力を行っている。	同左	同左		合併時に秋田市の制度に統一する。
19 国土利用計画	国土利用計画法に基づき、第2次秋田市国土利用計画を平成10年3月に策定している。	計画を策定していない。	国土利用計画法に基づき、新雄和町国土利用計画を平成8年12月に策定している。		合併後の新市において、新市域を対象とする国土利用計画を策定する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 交通バリアフリー関連事務	秋田駅、土崎駅周辺について交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定作業を行っている(平成15年度中に策定)。	交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定対象となる施設がない。	交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定対象となる施設がない。		合併時に秋田市の制度に統一する。
21 県バリアフリー条例関連事務	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例の事務の一部について、県からの委任を受けて実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
22 建築基準法に基づく確認・許可・検査業務	建築基準法に基づき建築主事を置き建築物の確認・許可・検査業務を行っている。	県への経由事務を行っている。	県への経由事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
23 建築審査会	建築基準法に規定する審査請求に対する裁決の事務等を行うため、5名からなる建築審査会を設置している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 住宅金融公庫融資住宅審査・検査業務	住宅金融公庫からの業務委託により、認定の審査、工事の審査を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
25 建築物の環境保全業務	建築物防災週間におけるPR等の他、建築基準法に基づく防災査察、定期報告を行っている。	建築物防災週間におけるPR等のみ行っている(他は特定行政庁である県で実施)。	建築物防災週間におけるPR等のみ行っている(他は特定行政庁である県で実施)。	建築物防災週間以外の事務は、両町とも実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 建築協定の認可業務	建築基準法に基づく建築協定(地域住民等が設定する地域の特性に基づく一定の制限)の認可を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
27 駐車場法に基づく届出等の受付・指導等	駐車場法に基づき、条例で建築物における自動車の駐車のための施設の設置および管理等について必要な事項を定めている。	未実施	未実施	用途地域を定めている河辺町では、近隣商業地域において駐車場の付置義務が新たに生ずる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 「秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例」に基づく届出の受付・指導	中高層建築物の建築に係る建築計画の事前公開および事前説明、紛争についてのあっせん・調停その他紛争の予防・調整に関する事務を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
29 「秋田市集合住宅の建築に関する指導要綱」に基づく届出の受付	集合住宅の建築について必要な事項を要綱で定め、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに地域の良好な居住環境の確保を図るために指導を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
30 「秋田市旅館建築に関する指導要綱」に基づく届出の受付・指導	一般的な形態として認めがたい旅館、ホテルの建築について必要な規制をおこなっている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
31 住宅対策事業	新秋田市住宅マスタープランを平成14年3月に策定し、各種住宅施策を推進している。	住宅マスタープランを策定していない。	雄和町住宅マスタープランを平成10年3月に策定し、各種住宅施策を推進している。		合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランを策定する。
32 がけ地近接等災害危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により危険な住宅の移転を行う者に対して、補助金を交付している。	未実施	未実施	両町において、対象となる住宅の実態が把握されていない。	合併前に両町が危険住宅の移転必要戸数の調査および台帳の作成を行う。 合併時に秋田市の制度に統一する。
33 特定優良賃貸住宅事業(再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	あきた街なかファミリー住宅(特定優良賃貸住宅)の供給者に対して、減額家賃相当分の補助金を交付している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
34 優良住宅認定事務	租税特別措置法に基づく税制上の優遇措置のため、優良な宅地の供給に資する住宅の譲渡について認定を行っている。	未実施	未実施(手数料の定めはあるが、実績がない)	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
35 公営住宅使用料決定業務(再掲：議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	入居者からの収入申告により、基準に基づき家賃を認定し、入居者に通知する。	同左	同左	収入申告書提出時期の相違 立地係数・利便性係数が相違しており、両係数を秋田市基準に統一すると、両町公営住宅の家賃額が上昇する。	合併時に秋田市の制度に統一する。 合併時に既に入居している者の家賃については、合併年度およびこれに続く3年度に限り家賃を調整し、段階的に秋田市の制度に統一する。
36 公営住宅使用料減免業務	公営住宅の家賃を納付することが困難な入居者に対して、家賃の減免または猶予を行う。	同左	同左	減免割合に相違がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
37 公営住宅維持管理業務	公営住宅を常に適正な状態に維持するため、計画的に修繕を行う。	同左	同左	維持管理業務の手順等に相違がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
38 公営住宅駐車場管理業務	市営住宅の共同施設として、駐車場を維持管理し、使用料を徴収する。連戸住宅は、敷地内を駐車場として利用させている。	敷地内を駐車場として利用させている。	敷地内を駐車場として利用させている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
39 公営住宅建設事業	新秋田市住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づき既存市営住宅の建て替え、小規模団地の統廃合を行う。	公営住宅建設に関する計画がない。	公営住宅建設に関する計画がない。	両町において、公営住宅ストック総合活用計画が策定されていない。	合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランおよび公営住宅ストック活用計画を策定する。
40 公営住宅駐車場整備事業	新秋田市住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づき駐車場を整備する。	公営住宅駐車場建設に関する計画がない。	公営住宅駐車場建設に関する計画がない。	両町において、公営住宅ストック総合活用計画が策定されていない。	合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランおよび公営住宅ストック活用計画を策定する。
41 既存公営住宅改修事業	新秋田市住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づき既存住宅を改修する。	既存公営住宅改修に関する計画がない。	既存公営住宅改修に関する計画がない。	両町において、公営住宅ストック総合活用計画が策定されていない。	合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランおよび公営住宅ストック活用計画を策定する。
42 既存公営住宅改善事業	新秋田市住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づき既存住宅の階段に手すりを設置する。	既存公営住宅改善に関する計画がない。	既存公営住宅改善に関する計画がない。	両町において、公営住宅ストック総合活用計画が策定されていない。	合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランおよび公営住宅ストック活用計画を策定する。
43 公営住宅用地取得事業	新秋田市住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づく市営住宅建築にあたり、用地を取得する。	公営住宅用地取得に関する計画がない。	公営住宅用地取得に関する計画がない。	両町において、公営住宅ストック総合活用計画が策定されていない。	合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランおよび公営住宅ストック活用計画を策定する。
44 公営住宅受付入退去業務	公営住宅入居申し込みの受付・入居許可、退去時の事務を行う。	同左	同左	入居者情報が統一されていない。両町では、住宅困窮者の優先的入居措置に関する取扱いがない。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
45 公営住宅入居者保管業務	公営住宅に入居している住民の世帯員異動、同居承認、模様替・増築等の承認等入居者の保管、管理を行う。	同左	同左	両町に増築等に関する要綱がないため、運用が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
46 公営住宅家賃等諸証明発行業務	入居者の必要に応じて、賃貸借証明書等を発行する。	同左	同左	証明手数料が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
47 公営住宅使用料・駐車場使用料の収納業務	公営住宅使用料・駐車場使用料を収納する。	同左	同左	口座引落日等業務の手順等に相違がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
48 公営住宅使用料・駐車場使用料の滞納整理	公営住宅使用料・駐車場使用料の滞納防止および解消を図るため、滞納者への督促等を行う。	同左	同左		合併時に秋田市の制度に統一する。
49 特定公共賃貸住宅管理事業	未実施	中堅勤労者の居住の用に供するため、特定公共賃貸住宅を設置している。 ・位置 河辺町松淵字川原田家後1-3 ・構造 木造平屋建 ・戸数 4戸 ・家賃 38,000円	住宅に困窮する中間所得階層に対して特定公共賃貸住宅を設置している。 ・位置 雄和町妙法字糠塚地内 ・構造 木造二階建 ・戸数 10戸 ・家賃 30,000円～36,000円	本制度は、秋田市では実施していないが、河辺町・雄和町の両町では実施している。また、敷金等については、河辺町が家賃の2ヶ月分、雄和町は3ヶ月分を徴収しており、相違がある。さらに、家賃が両町の政策により市場家賃より低額に設定されている。 市場家賃を勧奨して、新しい家賃を定めると、既に入居している者の家賃が上昇する。	合併時に条例を制定し、本制度を統合するとともに、家賃については市場家賃を勧奨し定めるものとする。 なお、敷金は、家賃の2ヶ月分を徴収することとする。 合併時に既に入居している者の家賃については、合併年度およびこれに続く3年度に限り家賃を調整し、段階的に市場家賃を勧奨したものとす。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
50 一般町営住宅管理事業	未実施	未実施	住宅に困窮する者に住宅を賃貸している。 ・位置 雄和町妙法字糠塚地内 ・戸数 一戸建 2棟 連戸建 3棟(6戸)	雄和町独自の施策である。 公営住宅法に基づく家賃制度となっており、制度を統一すると家賃に変動が生ずる。	合併時に秋田市の公営住宅制度に統一する。 合併時に既に入居している者うち、家賃が増額になるものについては、合併年度およびこれに続く3年度に限り家賃を調整し、段階的に秋田市の制度に統一する。
51 公営住宅敷金等管理業務	未実施	町営住宅の入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲において敷金を徴収している。	町営住宅の入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲において敷金を徴収している。	秋田市では、実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一し、両町の徴収済み敷金は、合併前に還付する。
52 糠塚団地排水処理施設管理事業	未実施	未実施	糠塚団地に居住する者又は事業者等からの排水を処理し、生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置し、維持管理している。	処理区域内においては、公営住宅、地域特別賃貸住宅および一般町営住宅のほか民間施設等の排水処理を行っている。 合併にともない、施設使用料に変動が生ずる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 施設使用料については、平成18年度から秋田市の制度に統一する。 なお、合併年度および合併翌年度は、雄和町の規則の例によることとする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
53 町営単身者住宅	未実施	町内で働く若者の定住促進を目的とし、都市基盤整備公団の資金を利用して単身者向け住宅を設置している。	未実施	<p>本制度は、河辺町独自の施策であり、秋田市、雄和町では実施されていない。また、入居者の募集に際し、町の誘致企業勤務者を優先入居させている。</p> <p>合併時の新市において特定公共賃貸住宅とした場合、合併時に既入居者の入居資格が適合しなくなる。</p> <p>市場家賃を勘案して定めた場合、既入居者の家賃に変動が生ずる。</p>	<p>合併時に現行制度を廃止し、新市において特定公共賃貸住宅として管理する。家賃については、市場家賃を勘案して定めるものとする。なお、敷金は家賃の2カ月分を徴収する。</p> <p>・ 合併時に既入居者については、合併後も現行制度を適用する。</p>
54 緑の基本計画策定事務	都市緑地保全法第2条に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画「秋田市緑の基本計画」の策定を行う。	都市緑地保全法第2条に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画「河辺町緑の基本計画」の策定を行う。	未実施	雄和町のみ未実施	合併後の新市において、新市域を対象とする緑の基本計画を策定する。
55 都市緑化推進計画策定事務	「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」に基づき、実施計画「秋田市都市緑化推進計画」の策定を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併後の新市において、新市域を対象とする都市緑化推進計画を策定する。
56 都市公園等の整備	都市公園、緑地等の整備を計画的に行い、環境と調和し快適に暮らす緑豊かな住み良い都市空間を創出する。	都市公園等の整備計画は未定である。	都市公園等の整備計画は未定である。	<p>2町では、町域を対象とする都市公園等の整備計画がない。</p> <p>河辺町の北野田公園について、わか杉国体のテニスの主会場としての10面の必要性は未決定。</p>	<p>合併後の新市において、新市域を対象とする都市公園等の整備計画を策定する。</p> <p>合併時までに、わか杉国体のテニスの主会場および競技会場の規模を決定する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
57 都市公園等の維持管理	都市公園、緑地等の維持管理を行い、公園利用者が安全で快適に利用出来る状態を保つ。	緑地等の維持管理を行い、公園利用者が安全で快適に利用出来る状態を保つ。	緑地等の維持管理を行い、公園利用者が安全で快適に利用出来る状態を保つ。	両町では、都市公園等の除草等の維持管理について、地元町内会等に一部委託している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
58 親水公園管理事業	雄物川河川緑地等(親水公園)にある公園施設の維持管理を行い、公園利用者が安全で快適に利用出来る状態を保つ。	岩見川河川緑地(親水公園)にある公園施設の維持管理を行い、公園利用者が安全で快適に利用出来る状態を保つ。	雄物川河川緑地(船着き場)にある公園施設の維持管理を行い、公園利用者が安全で快適に利用出来る状態を保つ。	国直轄築堤事業で整備する雄和町の船着き場の管理について、国と協議中である。 上の事業において、今後国との調整により、合併時までに新たな整備が必要となる可能性がある。 施設管理の委託先および費用について、3団体で差異がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
59 公園愛護協力会業務	街区公園等の草刈りなど自発的に公園の愛護活動を行った公園愛護協力会に対して報償金を交付し、公園に対する愛着を醸成するとともに、市民主体の維持管理体制を推進する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
60 花のあるまちづくり事業	市民団体・公共団体へ花苗の交付やプランターの貸し出しを行い、花のある美しいまちづくりを推進する。	未実施	花苗の無償配布、道路路肩や花壇への植栽を行っている。	河辺町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
61 緑化普及事業	生垣を造成する者への苗木助成、町内緑化・工場緑地協定締結者への苗木交付により、都市緑化を推進する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
62 空閑地美化事業	宅地化された空地その他の空閑地の所有者等に対し、除草指導や勧告を行い、適切な管理および美化を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
63 保存樹管理事業	歴史のある樹木、樹林、美観上優れた樹木又は貴重な樹木として指定した保存樹を、適切な管理を行い、次世代へ継承できるよう保全を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
64 樹木病害虫対策事業	公園等の樹木に発生するアメリカシロヒトリをはじめとする害虫を駆除するとともに、害虫を駆除しようとする町内会等への器具貸し出しを行い、緑をまもり快適な生活環境を維持する。	公園等の樹木に発生するアメリカシロヒトリをはじめとする害虫を駆除するとともに、害虫を駆除しようとする町内会等への器具貸し出しを行い、緑をまもり快適な生活環境を維持する。	未実施	雄和町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
65 東北自然歩道整備事業に関すること	東北自然歩道(「新・奥の細道」)の維持管理を行う。	未実施	東北自然歩道(「新・奥の細道」)の維持管理を行う。	河辺町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
66 一つ森公園コミュニティ体育館・テニスコートの運営・維持管理業務	一つ森公園コミュニティ体育館とテニスコートの運営と維持管理を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
67 光沼近隣公園テニスコートの運営・維持管理業務	光沼近隣公園テニスコートの運営と維持管理を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
68 開発行為に伴う公園地の帰属引継業務	開発行為により新設された公園等の土地の帰属について、引継を行う。	開発行為により新設された公園等の土地の帰属について、引継を行う。	開発行為により新設された公園等の土地の帰属について、引継を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
69 都市公園等の占用許可関係	都市公園等の占用等の許可事務などを行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
70 公園管理システム管理業務	公園等に関する情報をコンピュータにより管理し、事務作業の迅速化・効率化を図っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
71 自然観察指導員業務	秋田市植物園へ来園する市民への案内役として、自然観察指導員を配置している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
72 太平山県立自然公園整備促進地域協議会に関すること	太平山県立自然公園内にある市町村(秋田市、五城目町、河辺町、上小阿仁村)で設立した太平山県立自然公園整備促進地域協議会において、当公園の自然環境の保護、保健休養機能の増進に務め、公園整備事業の推進を図る。	秋田県との協定により、自然公園内施設の維持管理等を行っている。	未実施	雄和町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。なお、維持管理等については、太平山県立自然公園整備促進地域協議会で検討する。
73 太平山リゾート公園に関すること	太平山リゾート公園を整備し、施設の維持管理運営を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
74 太平山スキー場に関すること	太平山スキー場を整備し、維持管理運営を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
75 第三セクター太平山観光開発(株)に関すること	太平山リゾート公園の管理業務を第三セクターである太平山観光開発株式会社へ委託している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
76 住民広場整備支援事業 (再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	未実施	地域住民のコミュニティづくりのため、気軽に集まりリクリエーションや体育を楽しめる広場と設備の購入費に対して補助金を交付している。	雄和町のみ実施	合併時に現行制度を廃止する。ただし、既存施設については、秋田市の制度による管理を検討する。
77 その他公園の維持管理	未実施	へそ公園・中山運動広場は、観光資源の有効活用と地域の産業振興を目的にするほか、観光レクリエーションの場として町内外の住民に憩いの場を提供している。また、鶺鴒多目的研修施設・緑地広場は、地域における産業の振興と住民福祉の向上を図ることを目的とし、研修、教育の場として活用されている。	未実施	施設の運営等が秋田市と異なる。 へそ公園内の現在廃止となっている人工芝ゲレンデは、勾配が急であり、誤って幼児が立ち入った場合危険があると思われる。 鶺鴒多目的研修施設では、利用者数が少なく、建物の老朽化も進んでいる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 合併時までにへそ公園の人工芝ゲレンデの安全対策を行う。 鶺鴒多目的研修施設の維持管理等については、合併時までに調整するものとする。
78 緑の募金事業	秋田市緑化推進委員会により「緑の募金」寄付金の募集を行う。	河辺町緑化推進委員会により「緑の募金」寄付金の募集を行う。	雄和町緑化推進委員会により「緑の募金」寄付金の募集を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
79 秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業	秋田駅周辺地区において、ゆとりとにぎわいのある都市環境を整備するとともに、新たな都市拠点の形成を図ることを目的として(仮称)拠点センターや人工地盤などの整備を実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
80 土地区画整理事業	良好な市街地の整備を行うため秋田駅東第三地区、秋田駅西北地区、秋田駅東拠点地区において土地区画整理事業を実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
81 市街地再開発等整備事業	中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発等整備事業を実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
82 まちづくり促進事業	地元からの発意による取り組みを支援し、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
83 J R和田駅自由通路等管理運営	未実施(類似施設:秋田駅東西連絡自由通路)	J R和田駅に次の施設を設置し、管理運営している。 ・ふれあい交流館(公の施設:ふれあい交流室、観光情報ホール、ギャラリー、自由通路で構成) ・ふれあい広場(公の施設:内容:駐車場、多目的広場・緑地等で構成) ・駅北側広場(駐車場、駐輪場)	未実施	ふれあい交流館は複合施設のため、管理運営の一本化は困難である。 ふれあい広場は、施設規模、利用形態から、行政財産としての管理がふさわしい。 駅北側広場は、主にJ R利用者の使用に供されている。	合併後は、ふれあい交流室を除く部分を自由通路に位置づけ、行政財産として管理する。 合併時に秋田市の制度に統一し、行政財産として管理する。 合併後も現行どおり管理する。
84 交通事業	地方公営企業法に基づき自動車運送事業を行う秋田市交通事業を設置し、一般乗合旅客自動車運送事業および一般貸切自動車運送事業を実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。